官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（一四〇）　二
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　二
〔省　令〕
○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五三）　三
〔規　則〕
○カスタマー・ハラスメントの防止等（人事院一〇―一七）　三
〔法規的告示〕
○平成十六年厚生労働省告示第八十九号を廃止する件（厚生労働一九九）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件（農林水産五七三）　四
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（同五七四）　五
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（経済産業五六）　五
〔その他告示〕
○総合特別区域の区域を変更した件（内閣府三五）　五
○総合特別区域の指定を解除した件（同三六）　六
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づく、認定個人情報保護団体の認定の件（個人情報保護委六）　七
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二十四条の規定に基づく試掘の許可の告示（経済産業五七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一一～一一四）　七
○道路に関する件（東北地方整備局八〇）　七
○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局七〇）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一〇―一七（カスタマー・ハラスメントの防止等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示二一）　四
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（内閣府）　五
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　五
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　五
国家試験
第五回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（農林水産省・環境省）　六
第六回愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（同）　九
第五回愛玩動物看護師国家試験の施行（同）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　10
会社その他
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十号）（農林水産省）

1　中山間地域等における農用地の利用集積に資する都道府県営土地改良事業の申請要件の緩和

都道府県が農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って、農業の生産条件が不利な特定の地域において行う土地改良事業に係る受益地の面積要件の下限をおおむね十ヘクタールからおおむね五ヘクタールに緩和する。（第五十条第三項関係）

2　防災重点農業用ため池に係る国が行う急施の防災事業の都道府県の負担金に関する特例

国が行う急施の防災事業のうち、防災重点農業用ため池が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊による農用地又は土地改良施設の被害が生ずるおそれがあるために、特に急速に行う必要があると認める場合において、現に施行中の国が行う他の土地改良事業に係る土地改良施設と同一の水系に属する場合その他当該施設との間に相当の関連性を有すると認められる場合に、国が行う当該防災重点農業用ため池の変更又は既存の当該防災重点農業用ため池に代わる農業用用排水施設の新設を内容とする事業に対する都道府県の負担金の額に関する規定を五年間の時限措置として整備する。（原始附則第四条の二関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）